

B. 兵庫県商工会議所連合会の「平成25年度兵庫県政に対する要望」と回答

欧州危機への有効な解決策が未だ定まらず、中国経済や米国経済の減速も見られる中、国内では、長引くデフレや円高基調に加えて産業空洞化や電力問題の影響が懸念され、兵庫経済も同様に、先行きへの不透明感が拭いきれない状況が続いている。

このような情勢の下、兵庫県におかれては、平成25年度に向けて、地域経済の活性化や中小企業対策に重点を置いた予算編成を進め、これまでも増して実効ある施策に積極的に取り組まれることを強く望む。

特に、中小企業金融円滑化法が来年3月末に期限を迎え、中小企業の経営を圧迫することが懸念されることから、資金繰り対策などのセーフティネットを拡充するとともに、商工会議所が担う小規模事業対策に係る十分な予算の確保に努められたい。

このほか、中心市街地・商店街の活性化、新エネルギービジネスをはじめとする新産業創出や地域ブランドの振興、地場産業やものづくり産業への支援、集客観光の促進や産業基盤の整備など、魅力や活力あふれる兵庫の地域づくりの実現に向けた以下の項目について要望する。

なお、各県民局におかれては、これらの取り組みにあたって、各地域の産業経済の実態やニーズを十分把握した上で、県下各商工会議所との密接な連携及び情報共有を図られることを期待する。

| |
|---------|
| 要 望 事 項 |
|---------|

1. 法人県民税超過課税の見直し
2. 小規模事業対策予算の安定的確保
3. 中小企業の経営安定化への支援
4. 地域産業活性化に向けた支援
5. 活力や魅力ある地域づくりへの支援
5. 産業・交通基盤の整備

【要望事項】

1. 法人県民税超過課税の見直し

昭和 49 年度の導入以来繰り返し延長されてきた法人県民税の超過課税は、平成 26 年 9 月 30 日までに開始する法人の事業年度をもって終了することになっている。

現下の経済情勢や企業経営への影響等に配慮し、安易に再延長することなく、廃止や不均一基準の見直しによる対象事業所の縮小等、今後のあり方を慎重に検討されたい。

【回 答】

本県では、法人県民税の超過課税として、資本金の額が一定規模以上の法人等に対して、法人税割の税率を 0.8% 上乘せさせていただいており、これまで CSR 施設の整備をはじめ、スポーツクラブ 21 ひょうご、県民交流広場事業などを積極的に展開し、勤労者の生活の充実を図ってきた。

平成 21 年度からは、勤労者福祉の向上をめざすという基本を貫きながら、①勤労者の労働環境の向上、②子育てと仕事の両立、③子育て世帯への支援のための事業に取り組んでいる。

現行の超過課税については、平成 26 年 9 月 30 日までに開始する法人の事業年度をもって終了することになっているが、期限到来後の取扱いについては、事前に県議会をはじめ関係の皆様と相談の上、検討していきたい。

【要望事項】

2. 小規模事業対策予算の安定的確保

商工会議所が相談指導体制の充実・強化を図り、中小・小規模企業の経営基盤の強化と質の向上、ひいては地域経済の振興に貢献できるよう、小規模事業対策事業費補助金を十分かつ安定的に確保されたい。

また、現行の地域経済活性化支援費補助金の運用において、商工会議所における事務局長等設置費は、補助対象者以外の一般職員を 5 名以上設置することが要件となっている。

一方、商工会においては補助対象者を含む常時雇用する職員 3 名以上の設置が要件となっており、不均衡が生じていることから、小規模商工会議所における人材配置の実態等に配慮し、事務局長等設置費支給要件を商工会並みに緩和されたい。

【回 答】

小規模事業者に対する金融・税務・経営に関する相談・指導を中心とする経営改善普及事業をはじめ、商工会議所及び商工会が実施する地域の商工業の総合的な改善発達を図る各種事業の重要性は十分認識していることから、県では、従来から地域経済活性化支援費補助金によりこれらの取り組みに対して支援している。

そのうち、商工会議所等に対する事務局長設置費補助は、地域の経営改善普及事業の一層の円滑かつ効率的な推進を図るため常勤職員の手務局長を配置し、指導環境整備に努めている商工会議所等であって当該地区における小規模事業者の実情、当該商工会議所等の財政状況、経営改善普及事業等の実施状況等を勘案し、特に必要と認める場合に交付することとしている。

主に地方部を活動範囲とする商工会では、会員の事業規模や数等において、都市部を活動範囲とする商工会議所と比較して一般的に小さく財政基盤も弱いこと、また国際的な活動を含め幅広い事業を展開する商工会議所よりも小規模事業者に対する経営改善普及事業の比率が高いこと等から、国庫補助金が投入されていた当時から事務局長設置補助に係る要件に差異が設けられたものと考えられ、その後、自治体の単独補助制度となった後も、本県と同様、他府県においても従来どおりの運用がなされているところが多いと認識している。これらのことから、事務局長等設置費の支給要件を商工会並みに緩和することは、現在のところ考えていない。

本県経済の源泉である中小企業の活性化には、商工会議所による小規模事業者支援は欠かせないことから、今後とも限られた財源の中、商工会議所への支援を通じて本県経済の持続的発展に取り組んでいくので、ご理解いただきたい。

【要望事項】

3. 中小企業の経営安定化への支援

(1) 資金繰り対策

現下の厳しい経営環境下において、平成25年3月末までとされている中小企業円滑化法の期限切れにより企業の資金繰りへの大きな影響が懸念されるため、同法終了後も金融機関及び保証協会における条件変更等について、中小企業の実情に即した柔軟な対応が円滑に行われるよう、環境整備を図られたい。

また、責任共有対象外のセーフティネット5号保証制度の原則全業種指定も平成24年10月末までとされているが、指定業種の縮小後も、金融機関が中小企業の再建や倒産防止に向けた役割を積極的に果たすよう、強く働きかけられたい。

さらに、事業意欲のある中小企業の資金繰りを支援し、経営基盤の強化を図るため、兵庫県制度融資における金利引下げ、融資枠や融資期間、据置期間拡大等、融資条件の緩和に引き続き努められたい。

(2) 商店街等の活性化

中心市街地における商店街・小売市場等の活性化への一環として、空き店舗の有効利用に伴う設備改修への助成制度を創設されたい。

また、商店街・小売市場がアーケードや舗装等の老朽化した設備の更新を行う上で、「商店街・小売市場共同施設建設費助成事業」並びに「商店街共同施設撤去支援事業」の両制度を利用しやすいよう一体的に見直し、補助限度額や補助率の引き上げを図られたい。

さらに、高齢化の進展に伴う「買い物弱者」の増加に対し、商店街・小売市場等の小規模小売事業者が協同して新たな購買システムを構築することへの支援策を講じられたい。

(3) 公共事業における地元優先発注

防災・減災に資する社会基盤の整備等に係る公共事業予算を十分に確保するとともに、これら公共事業の発注に際しては、地元中小企業の受注機会の確保・拡大に努め、優先発注枠の設定と分離・分割発注の徹底を図られたい。

(4) 中小企業の海外展開への支援

国内需要が低迷する中、海外でのビジネス展開に活路を見出そうとする中小企業が増えている。高い技術力や商品力を持ちながらも様々な要因により商機を掴むことのできない中小企業に対する機会創出を図るため、「ひょうご海外事業展開支援プロジェクト」による推進体制の強化や商工会議所事業との連携を通じて、具体的かつ的確な情報提供や指導がなされるよう、環境整備に努められたい。

(5) 中小企業の省エネ対策等への支援

東日本大震災以降、安定的な電力供給体制への不安が増す中、企業経営における緊急時の電力確保や省エネ対策が喫緊の課題となっている。しかしながら、資金面での制約が大きい中小企業にとっては大きな負担増にもつながることから、その多くは積極的な対策が取れない状況にある。

については、節電対策や省エネルギー設備・再生可能エネルギー設備を導入する際の助成措置を講じるなど、中小企業の省エネ対策を総合的に支援されたい。

【回 答】

(1) 資金繰り対策

- ① 中小企業を取り巻く経営環境が依然として厳しい中、中小企業金融円滑化法終了を見据え、中小企業の資金繰り悪化を防ぐため、県制度融資において、平成 25 年 2 月に創設した「経営力強化貸付」の継続実施や、「借換等貸付」及び「経営円滑化貸付」の借換要件の緩和などによる資金繰り対策を実施する。

また、金融機関及び保証協会に対しては、金融円滑化法終了後も引き続き、貸付条件の変更等や円滑な資金供給に努めるよう要請していく。

- ② 政策課題や事業者ニーズに対応する形で、経営安定資金や小口零細企業向け資金など各種の制度融資を設けているところであり、金融機関に対しては、説明会や研修会等の機会を活用して周知を行い、こうした制度の積極的な利用促進に努める。

なお、セーフティネット5号保証制度に係る業況の厳しい業種の指定については、幅広い業種の指定と状況に応じた見直しの随時実施について国へ要望している。

また、マル経融資制度に対する利子補給制度については、これまでから震災などの大規模災害によって事業用設備等が被災した場合においてのみ実施している。

- ③ 平成25年度の制度融資において、全体の融資目標額を当初予算として過去最高水準となる5,000億円確保しているほか、経営円滑化貸付、借換等貸付などの資金繰りに係る貸付制度について、融資限度額引き上げ、融資期間・据置期間拡充などの優遇措置を、25年度以降、恒久化する。

(2) 商店街等の活性化

- ① 県では、コミュニティ機能の向上に寄与するイベントをはじめとして、共同施設の建設、空き店舗への新規出店のほか、商店街におけるまちづくりの観点も考慮した計画づくり、商業集積を失った商店街における老朽化したアーケードの撤去への支援など、ハード・ソフトの補助金や融資制度により、商店街・まちの再生を図っている。
- ② 空き店舗対策については、空き店舗の譲渡・賃貸情報をウェブサイトに掲載し、広く開業希望者等に提供するとともに、開業希望者等の登録を行い空き店舗と開業希望者等を広範囲に結びつけるマッチングシステム事業を実施している。また、「商店街新規出店・開業等支援事業」により、内装工事費や家賃等の支援を行い、子育て支援施設や高齢者交流施設など地域コミュニティの核となる施設の整備や商店街に好影響を与えるこだわりの店舗の出店等を促進している。
- ③ アーケードやカラー舗装、街路灯などの共同施設については、「商店街整備事業」として統合化を図り、建設・改修・撤去の取り組みを総合的に支援し、商店街・小売市場の賑わい創出や活性化、まち全体の魅力創出を図っていくが、事業規模によっては経済産業省の「地域中小商業支援事業」を活用するなど、財源についても創意工夫するように事業者へ指導していく。
- ④ 買い物弱者対策については、「地域コミュニティ拠点再生事業」「商店街買い物弱者等サポート事業」を平成25年度から創設し、地域特性や住民ニーズに応じた事業計画づくりのほか、買い物の注文・ニーズの聞き取り、注文のある商品配送等の具体的事業を支援していく。
- ⑤ 今後とも商店街等のニーズを踏まえた施策を展開し、国・市町とも連携しながら、商店街、まちの再生に向けた取り組みを支援していく。

(3) 公共事業における地元優先発注

平成25年度当初予算は、国の補正予算等を活用し、切れ目のない経済対策を推進するため、安全安心につながる公共事業等の投資事業など平成24年度12月補正予算と2月補正予算に平成25年度当初予算をあわせ、16か月予算として2,450億円を確保し、平成24年度当初予算時の14か月予算(1,889億円)を上回る予算を計上している。

公共事業の発注にあたっては、業務目的、内容等を踏まえ、経済性・効率性も考慮しながら可能な限り分離・分割発注を行い、極力地元中小建設企業が入札に参加できるよう受注機会の確保に努めるとともに、指名競争入札はもとより、制限付き一般競争入札において地元限定した所在地要件を設定しているほか、技術・社会貢献評価制度や総合評価落札方式を導入して企業の技術力や地域貢献活動を適切に評価することにより、地元中小建設企業育成の措置を講じている。

また、入札参加者に対しては、入札のしおりで下請施工を必要とする工事においては、原則として県内業者に発注するよう指導している。

(4) 中小企業の海外展開への支援

アジア新興国等の経済発展を本県の新たな経済成長に取り込むため、県では、県内及び海外における本県企業の支援拠点を運営するとともに、セミナーの開催やビジネスミッションの派遣を行う「ひょうご海外事業展開支援プロジェクト」を推進している。

さらに、海外進出を検討する県内中小企業において具体的な海外事業展開の計画策定に必要な実現可能調査（F/S（フィジビリティ・スタディ）調査）に対する支援を行い、県内中小企業の海外事業展開を推進していく。

【 事業内容 】

①ひょうご海外事業展開支援プロジェクトの推進

(ア)ひょうご海外ビジネスセンターの運営

法務・労務・税務・会計等の専門家やひょうご国際ビジネスサポートデスクとの連携のもと、県内企業の海外展開をワンストップで支援する。

(イ)ひょうご国際ビジネスサポートデスクの運営

現地で既に活躍している兵庫県ゆかりの民間人の専門分野・ネットワーク等を活用し、ひょうご海外ビジネスセンターを通じて、県内企業の新興国等における海外事業展開を支援する。

設置場所：中国（広州・上海・大連）、ベトナム（ホーチミン）、インド（デリー）、インドネシア（ジャカルタ）、タイ（バンコク）

(ウ)海外事務所の経済機能強化

海外事務所と現地専門家との連携体制を構築し、県内企業の海外事業展開支援に関する専門的な相談等に海外事務所が対応する。

(エ)ひょうご海外事業展開支援セミナーの開催

ひょうご国際ビジネスサポートデスクとの連携により、県内企業向けセミナーを開催し、有益な現地情報の提供と個別相談等を行う。

(オ)新興国ビジネスミッションの派遣

経済成長が著しいアジア新興国へのビジネスミッションを派遣することで、県内中小企業等が市場を調査し、海外での事業展開を検討する契機を設ける。

②中小企業海外進出調査支援事業

県内中小企業の海外進出に関するF/S調査の経費に対して助成する。

対象企業：県内中小企業10社程度

補助率：1/2以内（上限1,000千円）

今後とも、貴連合会との連携を図りつつ、中小企業の海外事業展開を支援していく。

(5) 中小企業の省エネ対策等への支援

本県では、産業集積条例に基づく拠点地区に進出する企業が、太陽光発電設備など地球環境負荷の低減に寄与する新エネルギー設備を設置した際に、対象経費の1/2を補助（3億円限度）することとしている。

また、平成23年度（10月）からは、東日本大震災を契機とした電力供給不安に伴う企業の電力確保対策を支援するため、補助対象設備を拡充し、産業用自家発電設備や蓄電池等も補助の対象に追加したところである。

一方、中小企業融資制度においては、省エネ機器の導入や太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入に係る設備投資を行う中小企業を支援するため、平成24年度に「防災・エネルギー設備促進貸付」を創設したほか、(公財)ひょうご産業活性化センターにおいて、省エネや省資源化に必要な設備の導入を支援する「中小企業設備貸与制度」を実施している。

また、環境部局においては、さらなる温暖化対策を進めることが望まれる中小企業者等に対し、兵庫県地球環境保全資金融資制度(環境保全・グリーンエネルギー設備設置資金)を実施しており、県下の中小企業者が、省エネルギー・新エネルギー導入等のための施設及び設備の設置に必要な資金を長期かつ低利に融資することにより、中小企業の省エネルギー対策に対して支援を行っている。

平成24年度からは、省エネルギー・新エネルギー施設に加え、自家発電設備や蓄電池等電力ピークカットに資する設備の設置についても対象とするとともに、平成25年度からは、融資利率の引き下げ(1.6%→1.0%)により制度の拡充を図ったところであり、今後とも本制度の活用促進により、中小企業の省エネ設備等の導入に向けた取り組みを支援していく。

【要望事項】

4. 地域産業活性化に向けた支援

(1) 地域ブランドの構築・振興

各地域の歴史、文化、風土に根差した地場産業や伝統産業を見直し、新たな地域特産品として開発するなど、いわゆる地域ブランドを創出する事業は、地域活力増進の大きな原動力となることが期待される。

については、地域ブランドの見本市出展等による販路拡大や海外市場の開拓に対する支援等を通じて、同事業の積極的な推進を図ると同時に、財団法人神戸ファッション協会、財団法人北播磨地場産業開発機構、兵庫県鞆工業組合、兵庫県手延素麺協同組合、兵庫県靴下工業組合、三木金物商工協同組合連合会をはじめとする関係業界団体への支援を拡充されたい。

(2) 新エネルギービジネス展開への支援

福島第一原子力発電所事故を契機に、既存のエネルギー供給体制とは異なる新エネルギービジネス創出への機運が高まっている。

については、地元中小企業による省エネルギー、創エネルギー、蓄エネルギー分野への参入を促すため、その足掛かりとなる技術開発やビジネスモデル構築に向けた支援策を講じられたい。

(3) 兵庫県立工業技術センター等の機能強化

兵庫県立工業技術センターは、県下中小企業の技術・研究開発の中核的支援機関として実績を上げており、引き続き人員面での充実・強化を図られたい。

また、県北部の企業は、自社の技術開発のため、京都産業 21 北部支援センター（京丹後市）にある試験研究機器の使用を余儀なくされていることから、兵庫県立但馬技術大学校にも同センターと同等の機器や人材を配置するなど、機能強化に努められたい。

(4) 企業誘致策の強化

企業立地の促進に係る優遇措置の拡充や相談支援体制の一層の強化を通じて、ひょうご情報公園都市やにしわき上比延工場公園をはじめ、県内への企業誘致に引き続き努められたい。

特に、西播磨テクノポリス開発計画の第 2・3 工区を早期に着工するとともに、Spring-8 並びに X 線自由電子レーザー（SACLA）やニュースバルの企業利用の促進に向けた助成策を充実されたい。

(5) 土地利用規制の緩和・見直し

県内では、市街化区域内に店舗や工場等が立地する余地が少なくなっている市域もあることから、市街化区域拡大に向けた線引きや用途地域指定の抜本的な見直しを図られたい。

また、市街化調整区域内においては、既存企業に隣接する工場等の建替・増築等が難しく、地域に留まり頑張ろうとする中小企業の新たな事業展開・拡大の大きな妨げとなっている。現在、「特別指定区域制度」により開発許可制度が弾力的に運用されているが、事業者にとってはまだまだ厳しい許可要件等となっているため、地域の实情に沿った一段の緩和措置を講じられたい。

さらに、「環境の保全と創造に関する条例」により、工場以外の建築物及び敷地に対しては緑地面積率 20%以上の規制がかけられていることから、工場立地法に係る緑地規制と同様の緩和措置を検討されたい。

【回 答】

(1) 地域ブランドの構築・振興

県内の地場産業は、これまで地域経済の発展に貢献してきたが、国内消費の低迷、消費者ニーズの多様化、海外製品との競合等により、厳しい状況が続いている。

このため、県では、産地組合等が実施する見本市への出展等の地域ブランドの販路拡大、海外顧客ニーズの把握や海外展示会への出展等海外市場開拓への取り組みに対し、引き続き支援するとともに、平成 25 年度からは、意欲ある産地企業や企業グループが実施する新たなブランド創出に向けた新製品開発や販路開拓の取り組みに対する支援を拡充することとしている。

また、(公財)神戸ファッション協会が実施する地場製品の展示・即売及び実演や体験を通じて地場産業を PR する企画展の開催、ファッション業界関係者、若年層に向けて情報発信するためのアンテナショップの開設等を支援するなど、「売れるものづくり」を推進している。

さらに、(財)西播磨地域地場産業振興センター、(一財)但馬地域地場産業振興センターが実施する地場製品の PR 冊子の作成や展示会への出展等に対する支援を行い、県内地場産業を広く内外に PR していく。

(2) 新エネルギービジネス展開への支援

① 本県では、先端産業や健康・医療、環境・エネルギーなど、成長分野の産業の創出を図るため、産学官連携による萌芽的な研究調査を支援するとともに、立ち上がり期の予備的、準備的な研究プロジェクトの本格的な研究開発への移行を支援する「兵庫県COEプログラム推進事業」(補助金)により、中小企業を含めた産学官の共同研究を支援している。平成25年度は、新たに「環境・エネルギーイノベーション特別枠」を設け、高い成長が期待できるこの分野の共同研究を重点的に支援することにより、産業波及性のある独創的な技術シーズを活用した産業の創出を図っていく。

また、「ひょうご産学官連携コーディネーター活動促進事業」により、企業・大学の産学連携ニーズに効果的に対応する「ひょうご産学官連携コーディネーター協議会」内に設置された「ひょうご産学官連携研究会」の活動を支援し、今後成長が期待される「新エネルギー分野」「環境・資源・リサイクル分野」を対象に、国の競争的資金等の獲得など産学官連携による新たな共同研究プロジェクトの創出を促進していく。

② 一方、「あわじ環境未来島構想」においては、同構想に盛り込まれた取り組みのうち、大規模未利用地を活用した太陽光発電所の整備や事業所・家庭での太陽光発電の導入促進、高効率太陽熱発電の実証、潮流発電の実証実験に向けた潮流実測調査の検討、洋上・陸上風力発電の検討などについては、国の地域活性化総合特区に指定され、企業や大学、地域と連携して取り組みを展開しつつある。

今後、大規模太陽光発電施設の整備などにおいて、地元中小企業が参画できるよう各事業者への働きかけを行っていく。

(3) 兵庫県立工業技術センター等の機能強化

兵庫県立工業技術センターでは、昨年10月に新研究棟・技術交流館をオープンさせるなど、中小ものづくり企業の技術支援の充実に取り組んでいる。また、平成25年度は組織の見直し(7部3支援センター→4部2支援センター)を行うことにより、柔軟な研究・支援体制を構築したところである。研究員の定数は、行財政構造改革の取り組みに合わせて減少してきているが、分野の特性に応じて任期付き研究員等を採用するなど多様な採用形態で人材を確保してまいりたい。また、この3月に金属材料分野で評価の高い東北大学金属材料研究所と連携協定を締結するなど、中小ものづくり企業の技術支援に取り組んでいる。

なお、工業技術センターが但馬技術大学校と連携して、移動工業技術センターを毎年度実施するとともに、関西広域連合における公設試験研究機関連携の取り組みとして本年度、各府県公設研究機関での府県外利用事業者の割増料金解消を行うなど、広域的な機器利用の利用促進にも取り組んでいるところであり、今後とも県北部の企業の技術支援での利便性向上に努めたい。

(4) 企業誘致策の強化

① 本県では、「ひょうご情報公園都市」や「にしわか上比延工場公園」など、優れた立地条件を有する地区を産業集積条例に基づく拠点地区に指定し、同地区に進出する企業に対して、不動産取得税の不均一課税、先端技術型事業に係る設備投資等に対する補助、拠点地区進出貨付等の各種優遇措置を講じ、積極的な企業誘致活動を行うとともに、設備投資補助の投資額要件の緩和、エネルギー対策設備補助の対象設備の拡充など、立地支援制度の充実にも努めてきた。

今後、同条例の改正により、中枢市街地の高度利用や工場跡地等の有効利用を通じた産業集積を促進する新たな拠点地区を設定し、幅広い業種を対象として法人事業税の不均一課税や設備投資補助の要件緩和等の優遇措置を講じるとともに、研究開発型企业向け設備投資補助の要件緩和、リース方式等による立地企業に対する支援、「拠点地区進出貸付」の貸付限度額の引き上げ等を実施することとしている。

今後とも、企業立地支援制度を効果的に活用し、「ひょうご・神戸投資サポートセンター」を窓口とした企業への用地情報の提供やワンストップサービスの実施など県・市町が連携したきめ細やかな企業誘致活動を展開していく。

② Spring-8、X線自由電子レーザー (SACLA) の産業利用の促進

Spring-8 では、稼働中のビームライン (54 本) のうち、産業用ビームラインは 10 本であり、全研究課題に占める産業界の利用割合は約 2 割を占めており、県内企業を含め、数々の革新的製品も生み出されるなど、世界で最も産業利用が進んだ大型放射光施設である。

兵庫県では、Spring-8 の産業利用の推進のため、2 本の専用ビームラインを整備し、産業界に提供しており、稼働率はほぼ 100% である。さらに、平成 20 年には兵庫県放射光ナノテク研究所を整備しており、今後とも企業への技術相談や放射光の利用支援、受託研究、研究成果報告会の開催、Spring-8 を活用して顕著な研究成果をあげた研究者・団体を顕彰するなど各種事業を展開していく。

(ア) 兵庫県放射光ナノテク研究所による民間企業の Spring-8 利用支援

- ・企業への技術相談・助言
- ・受託研究サービスの実施

(イ) Spring-8 の成果普及

- ・成果報告会の実施

放射光の産業利用を普及するため、(公財)高輝度光科学研究センター等と共同で、放射光を利用した研究成果報告会を実施 (H25 年度は神戸で実施予定 (9 月 5 日～6 日 (毎年、企業関係者 200 名以上が参加)))

- ・ひょうご Spring-8 賞の実施

Spring-8 を活用して、社会経済の発展に寄与する研究成果をあげた研究者・団体を顕彰 (過去、県内企業からは、住友ゴム株、P & G 株、大関化学工業株が受賞)

(ウ) 関西イノベーション国際戦略総合特区における取り組み

関西イノベーション国際戦略総合特区においては、神戸市等とともにイノベーションの促進に向けた取り組みを行っており、創薬・機能性食品や環境エネルギー材料の開発に向けたスーパーコンピュータ「京」、Spring-8、SACLA、FOCUS スパコン等の相互利用や産業界への提供を行う。

③ ニュースバルの産業利用の促進

平成 20 年 10 月にニュースバル産業用分析ビームラインの供用開始以降、ユーザーから要望のある標準物質データの蓄積や各種展示会、国際シンポジウム等へ積極的に出展し、PR に努めている。また、高度産業技術科学研究所に共用促進リエゾン及び技術指導研究員を配置し、企業ユーザーがより利用しやすい体制をとっている。

今後は、こうした科学技術基盤の形成強化と産業利用を促進するとともに、これらの一体利用と研究開発拠点間の連携強化を進めるなど、各種取り組みを進めていく。

なお、播磨科学公園都市第2・3工区については、平成23年3月に議決された「第2次行財政構造改革推進方策〔第2次行革プラン〕」において、引き続き新たな産業用地開発には原則として着手せず、事業進捗の調整を行うこととしている。

(5) 土地利用規制の緩和・見直し

県では、市街化区域と市街化調整区域の区分（線引き）の見直しについて、社会経済情勢の変化等に対応して概ね5年ごとに定期見直しを行っており、土地区画整理事業に着手することが確実な区域等計画的な市街地整備の行われることが確実な区域について市街化区域への編入を行っている。

次回見直しについては、都市計画区域マスタープランの見直しと併せて、平成27年度末の都市計画変更を目途に見直し作業を進める予定であり、今後、市町と連携しながら見直しの検討を進めることとしている。

なお、用途地域の変更については、市町において決定する都市計画であるため、土地利用の動向や市町都市計画マスタープラン等の上位計画との整合性を勘案し、市町において変更の必要性が判断されるものと理解している。

特別指定区域制度においては、小規模な事業所の区域、地域振興に資する工場の区域、既存事業所の敷地拡大を行う区域等事業所系のメニューを設けており、現在5市2町（稲美町、西脇市、小野市、加西市、加東市、たつの市、太子町）で既にその運用が図られている。

また、既存工場や店舗などが点在する区域等において、産業施設を集積することにより土地利用の整序を図るため、その目的に応じた用途の建築物の建築を認めることができるメニューもある。

今後とも地域の実情に即し、これら制度が積極的に活用されるよう、市町に働きかけていく。

「環境の保全と創造に関する条例」（以下、「環境条例」という。）第118条の2による緑地規制については、既に条例施行規則の一部を改正し、工場立地法等の特例で緑地規制緩和が適用される区域の工場等の敷地に関して、工場立地法等と同様に、県が定める基準の範囲内で市町が敷地の緑化基準を定めることができることとしている。

しかしながら、環境条例第118条の2による緑地規制は、都市部における、ゆとりと潤いのある美しい環境の創造、ヒートアイランド現象の緩和等を目的としたものであり、工場立地法等に基づく緩和区域以外について、一律に建築物の敷地の緑地基準を緩和することはできない。

なお、環境条例第118条の2による緑地規制は、①建築面積1,000㎡以上の建築物に対し、利用可能な屋上面積の20%以上、②敷地面積1,000㎡以上の建築物の敷地に対し、「 $(1 - \text{法定建ぺい率}) \times 50\%$ （ただし住宅は30%）」以上を緑化することとしており、例えば、法定建ぺい率60%の住宅以外の建築物の敷地の場合、 $(1 - 0.6) \times 50\% = \text{敷地全体の20\%以上}$ となるが、法定建ぺい率・用途により緑地率には差異があり、全てを「20%以上」と定めているものではない。

【要望事項】

5. 活力や魅力ある地域づくりへの支援

(1) 集客観光の促進

地域の持つ資源や魅力を広く発信する手段として、伝統産業や産業施設などの地域資源を活用した「体感型産業観光ツアー」等の企画・運営に対する支援拡大を図られたい。

また、国内外での地域間競争に打ち勝ち、内外からより多くの観光客を誘致するため、関西広域連合が策定した「観光9ルート」だけでなく、県内への集客につながる観光ルートの設定についても働きかけられたい。

(2) 安心・安全のまちづくり

地震等の大規模災害に備え、安心安全な県民生活と企業活動の維持継続を図るため、公共施設の耐震工事や津波対策をはじめとする防災・減災への社会基盤整備に努められたい。

また、災害時ハザードマップ等の災害に関する情報提供や中小企業における防災対策の徹底を促すとともに、商工会議所が実施するBCP（緊急時企業継続計画）策定啓発事業等への支援を通じ、危機管理への取り組みを促進されたい。

さらに、ユニバーサルデザインに対応した施設等の整備を引き続き進めるとともに、電線地中化の前倒し実施や緑地促進等により、人と環境に優しいまちづくりを推進されたい。

【回 答】

(1) 集客観光の促進

県では、観光産業の更なる振興を図るため、県・市町・観光関連団体・JR西日本等が連携し「あいたい兵庫キャンペーン」を実施し、官民一体となった各地域の観光資源の発掘・磨き上げを進めている。

具体的には、テーマに沿ったガイドブックの作成や旅行商品の造成支援等により、全国からの誘客促進を図っている。2013年春夏版ガイドブックでは、県内の主要な産業施設等を掲載し、産業ツーリズムの魅力を紹介している。

また、産業ツーリズムの推進を目的に、平成15年度から見学可能な工場や産業博物館等を開拓し、HPやパンフレット等で紹介しているほか、平成22年度からは、産業ツーリズム施設や産業遺産及びその周辺の観光施設等を結んだ観光モデルルートを策定し、HP等で紹介するとともに、そのモデルルートに組み込んだ企業・工場のうち、生産ラインの見学ルートやガイド等の受け入れ体制の十分でない箇所を対象に、備品購入やパンフレット作成等の必要な経費に対する補助を行い、旅行商品モデルとなり得る観光ルートの造成につなげている。

さらに、「観光地ブランド向上推進事業」により、観光関連団体等が実施する地域観光のブランド力を高める取り組みや広域集客イベント等への支援を行っている。

今後とも各種施策を通して、兵庫の魅力を全国発信していきたい。

観光ルートの設定については、名水・名山・滝などの本県の多彩な「ふるさと資源」と周辺の資源を組み合わせた周遊型モデルコースを50コース設定しているほか、産業ツーリズム施設や産業遺産及びその周辺の観光施設等を結んだ観光モデルルートを24コース設定している。

また、京都・兵庫・鳥取三府県広域観光推進実行委員会や山陰海岸ジオパーク推進協議会などの、広域連携の取り組みにおいても、観光ルートを設定している。

これらの観光ルートについては、HP等を通じた情報発信により旅行商品化を図る等により、本県への誘客を促進している。

(2) 安心・安全のまちづくり

① 社会基盤整備について

県民の安全・安心を確保していくことは、社会基盤施設が果たすべき最も重要な役割であると考えている。

このため、防災・減災対策については、河川の再度災害防止対策や橋梁等の耐震対策に加え、平成 24 年度に策定した「津波防災インフラ整備 5 箇年計画」に基づく防潮堤の整備や補強、流域別の「総合治水推進計画」に基づく河川改修や貯留施設の整備、「山地防災・土砂災害対策緊急 5 箇年計画」に基づく砂防えん堤等の整備など、あらゆる自然災害への備えを重点的に進めていきたいと考えている。

② ハザードマップについて

洪水ハザードマップは、水防法で、“市町長は、浸水想定区域及び想定される水深を表示した図面に洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るための必要な事項等を記載した洪水ハザードマップを作成し、その内容を印刷物の配布等により一般へ周知すること”となっており、平成 21 年度末までに全 41 市町で作成、公表されている。

県では、平成 21 年台風第 9 号の被害を受け、水防法で義務付けられた河川（70 河川）を含む県管理全河川（684 河川）の浸水想定区域図を平成 25 年度までに作成し、平成 26 年度出水期までに CG ハザードマップで公表することとしており、作成した浸水想定区域図のデータは、関係市町に提供することで、市町の洪水ハザードマップ作成を支援する。

また、企業や住民が洪水、土砂、高潮、津波、ため池の各自然災害による危険度や避難に必要な情報を簡単に入手できるよう、平成 17 年度から県のホームページで「CG ハザードマップ」を配信し、情報提供に努めている。

さらに、平成 21 年台風災害等を踏まえ、より使いやすく、わかりやすいシステムとするため、視認性や操作性の向上に加え、企業や住民による地域のハザードマップづくりを支援するための作図・印刷機能を充実するなどの改善を行い、平成 23 年度より新システムを運用し、旧システムと比べ、昨年度はアクセス数が約 3 倍になるなど、改善に取り組んでいる。

併せて、「CG ハザードマップ」を知っていただくため、特徴や内容等を記載したパンフレットを行政機関に加え、民間施設（イオン、ローソン等）に設置し、周知に努めている。

③ BCP 策定啓発事業等への支援

自然災害により被災した企業における事業活動の早期復旧は、地域の雇用確保・産業振興にとって極めて重要であり、一昨年の東日本大震災においても、企業の BCP 策定の必要性・重要性を改めて認識したところである。

県では、現在、商工会議所等が実施する企業の BCP 策定支援に係る講習会・研修会等に対して財政的な側面から支援しており、今後ともこれらの支援を通じ、中小企業の危機管理への取り組み強化を推進していく。

④ ユニバーサルデザインへの対応

県では、「福祉のまちづくり条例」を平成4年10月に全国に先駆けて制定するとともに、条例改正により平成23年7月からは建築確認手続きとの連動による整備基準の実効性の向上、ユニバーサル社会づくりの視点の明確化等を行うとともに、「福祉のまちづくりアドバイザー」を活用した利用者目線の施設整備・管理運営を推進しており、ユニバーサルデザインに対応した施設等の整備を今後とも進めていく。

⑤ 電線地中化

無電柱化事業は、安全で快適な通行空間の確保、すぐれた景観の保全と形成、防災機能の強化など、多様な効果が期待されるため、県では、昭和61年度から5期にわたる計画のもと平成20年度末までに県全体で約380kmの無電柱化を実施した。現在は、「無電柱化実施プログラム（H21～25年度）」に基づき無電柱化を推進している。

今後も市街地の幹線道路、歴史的街並みの保全や観光振興、地域文化の復興に資する箇所、バリアフリー化等の安全で安心な通行空間の確保が必要な場所などの無電柱化を計画的に推進する。

⑥ 緑化促進

都市部における総合的な緑化を推進するため、県では環境の保全と創造に関する条例に基づき建築物の屋上や敷地等の緑化を促進するとともに、県民緑税を活用した「県民まちなみ緑化事業」や(公財)兵庫県園芸・公園協会に設置している緑化基金を活用した各種支援事業により、県民の緑化活動に対して支援しており、平成25年度からは、「県民まちなみ緑化事業」において、住民団体が公共用地で実施する場合の対象地域を拡大するなど、更なる制度活用の推進を図っていく。

【要望事項】

6. 産業・交通基盤の整備

(1) 道路の整備

産業基盤の大動脈である国道43号線並びに阪神高速道路神戸線の慢性的な渋滞を緩和し、円滑な物流を確保するため、名神湾岸連絡線の早期実現に向けて、国に対する計画段階評価の速やかな開始を働きかけられたい。

また、大阪湾岸道路の全線開通に向けた西伸部の早期事業化を目指すとともに、播磨臨海地域道路網や鳥取・豊岡・宮津自動車道の実現についても促進されたい。

さらには、北近畿豊岡自動車道や東播磨南北道路等の県内南北幹線道路網の整備を図られたい。

(2) 鉄道の整備

J R加古川線、神戸電鉄粟生線、北条鉄道は、神戸地域や東播磨地域と県内陸部を結ぶ唯一の大量輸送機関として沿線地域の発展には欠かせない鉄軌道であり、通勤通学の足として、また、県内陸部における企業誘致の面でも不可欠な交通機関である。

については、3路線の連携強化を図るとともに、J R加古川線及び北条鉄道の増便等利便性向上並びに神戸電鉄粟生線の存続に向けて、引き続き関係先へ強く働きかけられたい。

さらには、山陰本線・福知山線及び播但線の複線電化等の促進についても努められたい。

(3) 県内3空港の機能強化

現在の「国際航空チャーター・ルール」においては、大阪国際空港並びに神戸空港に限り、オウンユースのために国際旅客チャーター便並びに国際貨物チャーター便に制限されているが、関西の経済活性化及び航空需要の拡大のため、他空港と同様にアフィニティ・グループや包括旅行チャーターが認められるよう、関係先へ働きかけられたい。

また、関西空港・大阪国際空港の経営統合が実現した一方で、神戸を含む関西3空港の一体運用が実現するまでの間、神戸空港の運用時間及び発着枠等の規制緩和を国に対して強力に働きかけられたい。

さらには、コウノトリ但馬空港からの東京直行便を早期に実現されたい。

(4) 港湾の整備

尼崎西宮芦屋港「尼崎港区」については、フェニックス事業用地の管理型区画に「メガソーラー」の誘致・導入を図り、再生可能エネルギーを先導的に取り入れた「エコポート」として港湾機能の整備・拡充に努められたい。

また、東播磨港に位置する二見公共埠頭の早期供用を開始するとともに、広域観光拠点として明石港の再整備に取り組まれたい。

【回答】

(1) 道路の整備

① 名神湾岸連絡線

名神湾岸連絡線は整備効果が多岐にわたる重要路線であるため、早期整備が必要と考えている。

このため、平成23年度より国、県、高速道路会社等による検討会議を設置し、本路線の必要性等について検討を進めており、また、国は平成24年4月に概略ルート、構造を明らかにする計画段階評価を進めるための調査を予算化したところである。

県として、引き続き、国に計画段階評価の開始を求めるとともに、国、県、西宮市が一体となって丁寧な地元対応により計画段階評価が円滑に進められるよう取り組む。

② 大阪湾岸道路西伸部

大阪湾岸道路西伸部は、神戸・阪神地域の慢性的な交通渋滞を解消し、国道43号沿道の抜本的な環境改善を図るとともに、国際コンテナ戦略港湾阪神港や関西3空港の物流拠点間の連携強化を図る道路である。名神高速道路と阪神高速湾岸線を結ぶ名神湾岸連絡線も併せて整備することにより、一層の効果を発揮することが期待できる。

このため、引き続き神戸市や経済界との連携を図りながら、当該道路の早期整備を国に働きかける。

③ 播磨臨海地域道路

これまで県では、概略ルート案の作成や優先整備区間の検討等を行うとともに、地元市町及び経済界と計画段階評価の早期着手を国等へ要望してきた。

現在、計画段階評価着手に向け、国と共に本線ルートやアクセス道路の概略設計等の調査を行っている。引き続き、地元市町や経済界等とも連携し、計画段階評価着手に向けた取り組みを積極的に進める。

④ 山陰近畿自動車道（鳥取豊岡宮津自動車道）

これまで香住道路、東浜居組道路及び余部道路の整備を完了し、県内延長約 46 km の約 3 割、13 km を供用している。現在、浜坂道路（L=9.8 km）の整備を進めており、用地買収は概ね完了した。現在は、余部トンネル、新桃観トンネル、大庭大橋などの工事を推進しており、早期完成を目指す。

未事業化区間についても、必要性、緊急性の高い区間から順次事業化に取り組む。

⑤ 北近畿豊岡自動車道

現在事業中の八鹿氷ノ山 I C～豊岡南 I C 間については、必要な予算確保と事業推進を国に働きかける。

豊岡南 I C～豊岡北 J C T については、国、県、市が連携して環境アセスメント等の調査を推進し、早期に都市計画決定する。

豊岡南 I C 以南と同時に豊岡 I C（豊岡病院）までを早期に供用できるよう国に強く働きかける。

⑥ 東播磨南北道路

現在事業中の加古川バイパス～八幡南 I C 間については、平成 25 年度末暫定 2 車線供用に向け、本工事を推進する。

未事業化区間のうち、都市計画決定できていなかった八幡北ランプと国道 175 号の間を、平成 25 年 3 月に都市計画決定したことから、今後、全線の早期事業化に向けて取り組む。

（2）鉄道の整備

① 神戸電鉄粟生線の存続

(ア) 神戸電鉄粟生線は、沿線県立高校の通学生の交通手段として、また、北播磨地域と神戸阪神間を結ぶ広域交通ネットワークを担う、地域にとって重要な公共交通である。

(イ) 粟生線存続に向けた行政支援として、神戸電鉄の更なる経営努力と沿線市を中心とする利用促進を前提に、国庫補助制度を活用した安全施設整備への支援と、無利子貸付（40 億円）を実施している。

(ウ) しかしながら、神戸電鉄が粟生線を安定的に経営していくためには、利用者の維持、改善が不可欠である。

(エ) 粟生線の利用者増に向けた粟生線活性化協議会の利用促進として、P&R 駐車場の整備、地域イベントとの連携、鉄道イベントの開催等を進めているが、新規施策として新たな粟生線定期利用者を対象とした「粟生線通勤 Come Back 補助制度」を創設しており、商工会議所においても「粟生線に乗って残す」行動として、本制度の積極的な活用をお願いする。

② JR加古川線の利便性向上と利用促進

- (ア) JR西日本は、地域の利用状況に見合ったダイヤ編成を組む方針であることから、JR加古川線の利便性向上には、更なる利用者増に向けた取り組みが必要である。
- (イ) そのため、加古川線等利用促進・沿線地域活性化協議会による集客イベント等の活動と共に、粟生線活性化協議会とも連携し、利用者増に向けた利用促進施策を進めている。
- (ウ) 同線の利用者増のため、商工会議所においても積極的な利用をお願いする。

③ 山陰本線・福知山線及び播但線の複線電化等の促進

複線電化については、先ずは利用者を増やすことが不可欠であり、地元自治体や協議会等を中心とした利用促進の取り組みを進めていく。

(3) 県内3空港の機能強化

関西圏の潜在力を高め、多様化する利用者ニーズに的確に応え航空需要を拡大していくには、関空、伊丹、神戸それぞれが持つ能力と強みをフルに活用していく必要がある。

そのためにも、利便性の高い伊丹空港と神戸空港について、オープンスカイの流れの中で、現在オウンユースのみに限定されている国際チャーター便の運航制限を緩和することは重要である。これまでも国に緩和するよう働きかけてきたところであり、引き続き強く働きかけていく。

また、航空需要を拡大し、関西経済全体の活性化につなげるには、今回の関空・伊丹空港の経営統合の次のステップとして、将来的には神戸空港を含めた関西3空港の一体運用の実現を目指す必要があると考えている。一体運用の実現に向けては、神戸空港の事業価値を高めるため、当面は、運用時間、発着枠などの神戸空港の規制緩和を進めることが重要である。

本県としては、これまであらゆる機会を捉えて規制緩和について国に働きかけてきた。今後とも引き続き、セミナーの開催などにより規制緩和や一体運用に向けた気運の醸成に努めるとともに、関係自治体や経済界との意見交換を重ね、神戸市や神戸商工会議所とともに、国や新関西空会社へ強く要請していく。

但馬空港からの東京直行便については、就航実現に向け、小型機を保有する航空事業者への働きかけを行っているが、まだ実現には至っていない。県としては、羽田空港第二次増枠の配分で導入される見込みの「地方路線維持のための政策コンテスト枠」を活用した東京直行便の就航に向けて、地元市町と連携しながら、引き続き国や航空会社への働きかけを続けていく。

なお、最も重要な運航事業者の確保には、何よりも需要喚起とその需要が持続することの見通しが必要である。さらなる利用促進・首都圏での知名度アップに向け、各市町・民間一丸となって、自ら積極的な利用・PRをお願いしたい。

こういった需要喚起の取り組みを積み重ねていただく一方で、適切な空港施設の管理、更新にも計画的に努めて、今後とも但馬空港の有効活用による但馬地域の活性化への取り組みを、地元と一緒に進めていきたい。

(4) 港湾の整備

尼崎西宮芦屋港フェニックス事業用地の土地利用の方向性については、地域経済を牽引する先端技術産業の企業立地などを図ることとし、平成21年4月に、県、市、尼崎商工会議所等で構成する協議会において、フェニックス早期土地利用計画を策定している。

この中で、安定型区画は、市内の住工混在解消と工業の高度化・高付加価値化を図るエリアとして位置づけ、管理型区画は、緑地や太陽光発電など、埋め立てた廃棄物に影響を及ぼさない表

面利用を図るエリアとして位置づけている。

早期の企業立地を目指すため、災害時にも利用できる耐震強化岸壁や幅員の広い臨港道路などの物流基盤整備に取り組んでおり、平成 25 年度末には、安定型区画の公募手続きを開始する予定としている。

また、管理型区画においては、(財)ひょうご環境創造協会が、メガソーラー (9.8MW) の設置に向けた準備を進めている。再生可能エネルギーの普及と地域発展のシンボルとなるこの事業は、企業立地のインセンティブ向上にも大きく寄与すると思われ、これを契機に、環境と産業が共生する魅力的な事業地として積極的にPRを行い、尼崎市と連携を図りながら、付加価値の高いモノづくり産業の早期誘致に取り組んでいく。

東播磨港二見公共ふ頭では、-4.0m、-5.5m 及び-7.5m 岸壁は既に供用済みで、残る-12.0m 岸壁については、今後の取扱い貨物の需要動向を踏まえ整備を検討することとしている。

また、明石市が「明石市中心市街地活性化基本計画（計画期間：平成 22～27 年度）」に基づき、中心市街地の海側の広域観光拠点として賑わいの創出を目指した「明石港周辺利活用計画」を策定していく予定であり、県としても、当計画が港の活性化につながる実現可能なものとなるよう、市を支援していく。